

公 示

次のとおり、公募いたします。

令和2年1月24日

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 伊藤 隆行

1. 公募の趣旨

本業務は、原子力規制委員会において緊急の用務が生じた際に乗車料金の現金払に代えて乗車が可能となるカード会社等が発行するタクシーチケットの供給を行うものであり、下記の応募資格要件を満たし本業務の実施を希望する者との間に随意契約を締結することを目的とし、公募を実施するものである。

2. 業務の概要

- (1) 業務名 令和2年度タクシーチケット供給業務
- (2) 契約期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日

3. 応募資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 原子力規制委員会から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。
- (4) 令和01・02・03年度（平成31・32・33年度）環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「その他」において、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (5) 公募要領において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。
- (6) その他の応募資格については、公募要領による。

4. 公募要領の交付及び問い合わせ先等

(1) 公募要領の交付

原子力規制庁ホームページの「組織について」>「予算」>「調達・予算の執行」>「調達情報」>「物品・役務」>「企画競争・公募等」より必要な件名を選択し、公募要領のファイルが添付されているので、ダウンロードして入手すること。

<http://www.nsr.go.jp/nra/chotatsu/buppin-itaku/buppin/index.html>

(2) 問い合わせ先

〒106-8450

東京都港区六本木一丁目9番9号（六本木ファーストビル18階）

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房会計部門 石井

TEL：03-5114-2103 FAX：03-5114-2174

E-mail : satomi_ishii@nsr.go.jp

5. 参加希望書類の提出期限等

- (1) 提出期限：令和2年2月14日（金）12時（必着）
- (2) 提出場所：4. (2) に同じ。
- (3) 提出方法：持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)
- (4) 参加希望書類の書式：公募要領に定める別添1「参加希望書類」により作成すること。

*上記の提出期限、場所及び方法並びに様式に従わずに参加希望書類が提出されたときは、理由の如何に関わらず、当該参加希望書類を無効とする。

6. 参加希望書類の審査

期限までに提出された参加希望書類については、原子力規制委員会原子力規制庁において応募要件を満たすかどうかについて審査を行うこととし、審査結果は令和2年2月28日（金）17時までに通知する。

なお、審査に当たっては、記載内容について提出者に問い合わせることがあるので、参加希望書類提出後、審査結果通知期限までは、問い合わせに適切に対応できるようにすること。提出者が問い合わせに応じないとき、又は提出者と連絡が取れないときは、応募資格要件の確認ができないこととなるため、当該要件を満たさないと判定することがある。

7. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 本調達に関する問い合わせ窓口
4. (2) に同じ
- (3) 契約締結日までに令和2年度の予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は、予算が成立した日以降とする。

また、暫定予算になった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみ契約とする場合がある。

なお、本公募は、令和2年度予算に係るものであることから、予算の成立以前においては、契約予定者の決定となり、予算の成立等をもって契約者とする。

(参 考)

予算決算及び会計令 (抜粋)

(一般競争に参加させることができない者)

第七十条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第二十九条の三第一項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

(一般競争に参加させないことができる者)

第七十一条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。